承認申請書

| 平成 | 在 | 日 | В |
|----|---|---|---|
| | | | |

四国地方整備局長 殿

| 申請者 | |
|-------|---|
| 住所 | |
| 氏名 | 印 |
| (電話番号 |) |

下記のとおり、河道内の樹木を伐採したいので、河川法20条の承認を申請します。

| | 1. | 河川の名称 | 吉野川水系 | 吉野川 |
|--|----|-------|-------|-----|
|--|----|-------|-------|-----|

2. 伐木の使用目的

3. 場所 徳島県板野郡上板町高瀬地先

国土交通省 距離標 左岸 18k/200付近

4. 作業内容 指定された範囲内全ての樹木伐採

(①枝処理含む・ ②枝は集積場所へ存置)

5. 作業の実施方法 (使用する資機材等)

6. 作業期間 許可の日から平成 年 月 日 (9時~17時)

申請・実施にあたっての条件

- 1. 作業に伴い自己及び第三者に生じた障害、損害については申請者の負担とする。
- 2. 設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は河川管理者から指示があったときは、直ちに撤去する。出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合は作業を行わない。
- 3. 河川管理施設を損傷しないように注意し、損傷した場合には指示に伴い原形復旧する。
- 4. 自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。
- 5. ゴミ等は出さないものとし、使用後の片付け、清掃は入念に行い河川美化に努める。
- 6. 枝を引き取らない場合は出張所の指示に従い一箇所に集積する。
- 7. 伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らない。
- 8. 指定された以外の樹木は伐採しない。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は、速やかに出張所に連絡する。
- 9. 承認以降の取り消し

伐採準備あるいは着手後においても、申請者に河川法に抵触する行為があった場合等には伐採資格が取り消される場合がある。伐採のためにそれまでに生じた費用は申請者が負担する。

着 手 届

平成 年 月 日

四国地方整備局 徳島河川国道事務所 殿

申請者 住 所 氏 名 連絡先

平成25年 月 日付け、国四整徳河占第 号による吉野川の河道内伐採を下記のとおり着手するので届けます。

記

- 1. 着手予定年月日 平成 年 月 日
- 2. 完了予定年月日 平成 年 月 日
- 3. 施行箇所 徳島県板野郡上板町高瀬地先 左岸 国土交通省距離標 18k/2付近
- 4. 許可工期平成年月日から平成年月日まで

完 了 届

平成 年 月 日

四 国 地 方 整 備 局 徳島河川国道事務所長 殿

住 所

氏 名

 \bigcirc

平成 年 月 日付け、国四整徳河占 第 号許可による、

工事を完了したのでお届けします。

記

1) 完了年月日 平成 年 月 日

2)工事場所徳島県地先

岸 国土交通省距離標 附近

3) 工事施工方法 申請書記載のとおり

 4)許可工期
 自平成年月日

 至平成年月日

5)添付書類

- 位置図
- 平面図
- · 写 真 (完 了)
- ・許可書写し